

中華人民共和国企業国有資産法

(2008年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて採択)

目 次

第一章 総則
第二章 出資者の職責の履行機構
第三章 国家出資の企業
第四章 国家出資企業の管理者にかかる選択及び考査
第五章 国有資産出資者の権益に関わる重大事項
第一节 一般規定
第二节 企業の制度改正
第三节 関連先間の取引
第四节 資産評価
第五节 国有資産の譲渡
第六章 国有資本経営予算
第七章 国有資産の監督
第八章 法律責任
第九章 付則

第一章 総則

第1条 国の基本経済制度を維持し、国有経済を強固なものとし、発展させ、国有資産に対する保護を強化し、国有経済の国民経済における主導的な役割を發揮させ、社会主義市場経済の発展を促進させるため、この法律を制定する。

第2条 この法律にいう企業国有資産(以下「国有資産」という。)とは、国の企業に対する各種形式の出資により形成される権益を指す。

第3条 国有資産は国が所有し、即ち全民所有とする。国務院は国を代表して国有資産の所有権を行使する。

第4条 国務院及び地方人民政府は、法律及び行政法規の規定によりそれぞれ国を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行し、出資者としての権益を享有する。

国務院が確定した国民経済の基幹及び国家の安全に関わる大型な国の出資企業、重要基礎施設企業及び重要自然資源など分野における国の出資企業については、国務院が国を代表して出資者としての職責を履行する。その他の国家出資の企業については、地方人民政府が国を代表して出資者としての職責を履行する。

第5条 この法律にいう国家出資の企業とは、国が出資する国有独資企業、国有独資会社並びに国有資本による持株会社、国有資本による出資会社を指す。

第6条 国務院及び地方人民政府は、政府と企業との相互独立、社会公共管理職能と国有資産の出資者による職能が分立し、法に基づく企業の自主的経営への不干涉との原則に則り、法により出資者としての職責を履行しなければならない。

第7条 国は、措置を講じ国有資本が国民経済の基幹及び国家の安全に関わる重要業種及び重要分野に集中されることを推し進め、国有経済の配置と構造を優良化させ、国有企業の改革と発展を促進し、国有経済の全体的素質を向上させ、国有経済によるコントロール及び影響力を高める。

第8条 国は、社会主義市場経済の発展要求に適應する国有資産管理監督体制を確立して健全化させ、国有資産の価値保証と価値増加考査及び責任追及制度を確立して健全化させ、国有資産の価値保証と価値増加責任を切実に行う。

第9条 国は、国有資産基礎管理制度を確立して健全化させる。具体的な方法について、国務院の規定により制定する。

第10条 国有資産は、法律による保護を受け、いかなる団体及び個人もこれを侵害してはならない。

第二章 出資者の職責の履行機構

第11条 国務院国有資産監督管理機構及び地方人民政府が国務院の規定により設立する国有資産監督管理機構は、本級人民政府の授權に基づき、本級人民政府を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行する。

国務院及び地方人民政府は、必要に基づきその他の部門及び機構に対し、本級人民政府を代表して国家出資の企業に対し出資者としての職責を履行することを授權する。

本級人民政府を代表して出資者としての職責を履行する機構及び部門は、以下併せて「出資者職責の履行機構」と総称する。

第12条 出資者職責の履行機構は、本級人民政府を代表して国の出資企業に対し、資産収益、重大決定への参加及び管理者の選択などの出資者となる権利を法により享有する。

出資者職責の履行機構は、法律、行政法規の規定に基づき、国の出資企業の定款を制定し、或いは制定に参加する。

出資者職責の履行機構は、法律、行政法規及び本級人民政府の規定により、必ず本級人民政府より承認を受ける重大な事項について、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 13 条 出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、国有資本による持株会社、及び国有資本による出資会社が招集する株主会会議、株主大会会議に参加する場合、派遣機構の指示に従い提案、意見発表及び表決権行使を行い、かつその職責履行の状況及び結果を速やかに派遣機構に報告しなければならない。

第 14 条 出資者職責の履行機構は、法律、行政法規並びに企業定款に基づき、出資者としての職責を履行し、出資者となる權益を保障して国有資産損失を防止しなければならない。

出資者職責の履行機構は、市場の主体として、企業が法により享有する権利を維持しなければならない、法により出資者としての職責を履行するほか、企業経営活動を妨害してはならない。

第 15 条 出資者職責の履行機構は、本級人民政府に対し責任を負い、出資者としての職責履行の状況を本級人民政府に報告し、本級人民政府の監督及び考査を受け、国有資産の価値保証・価値増加につき責任を負う。

出資者職責の履行機構は、国の関連規定に従い定期的に本級人民政府に対し国有資産の総量、構造、変動、収益などに関わるまとめ及び分析の状況を報告しなければならない。

第三章 国家出資の企業

第 16 条 国家出資の企業は、その動産、不動産及びその他の財産につき、法律、行政法規並びに企業定款により、これにかかる占有、使用、収益及び処分の権利を享有する。

国家出資の企業が法により享有する自主的経営権及びその他の合法的な權益は、法律による保護を受ける。

第 17 条 国家出資の企業は、法律、行政法規を遵守して経営管理を強化させ、経済効果を高め、人民政府並びにその関連部門及び機構が法により実施する管理監督を受け、社会公衆から監督を受け、社会責任を負い、出資者に対し責任を負わなければならない。

国家出資の企業は、法により法人管理メカニズムを確立して完全なものとし、内部監督管理及びリスク統制制度を確立しなければならない。

第 18 条 国家出資の企業は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定により会計財務制度を確立し、会計帳簿を設置して会計照合計算をし、法律、行政法規及び企業定款の規定により出資者に対し真実かつ完全な財務会計情報を提供しなければならない。

国家出資の企業は、法律、行政法規及び企業定款の規定により、出資者に対し利益を分配しなければならない。

第 19 条 国有独資会社、国有資本による持株会社及び国有資本による出資会社は『中華人民共和国会社法』の規定により監事会を設置する。国有独資企業は出資者職責の履行機構が国务院の規定に従い監事に対し監事会の構成を委託する。

国家出資の企業の監事会は、法律、行政法規並びに企業定款の規定により董事、高級管理者が職務を執行することを監督し、企業の財務に対し監督検査を行う。

第20条 国家出資の企業は、法律規定により従業員代表大会或いはその他の形式を通じて民主的管理を実行する。

第21条 国家出資の企業は、その出資した企業に対し、法により資産収益、重大決定への参与及び管理者の選択などにかかる出資者となる権利を享有する。

国家出資の企業は、その出資した企業に対し、法律、行政法規の規定により出資企業の定款を作成し、或いはその作成に参加することを通じて権利と責任が明確であり、有効的にバランスが取れた企業内部の監督管理及びリスク統制制度を確立し、その出資者となる権益を維持しなければならない。

第四章 国家出資企業の管理者にかかる選択及び考査

第22条 出資者職責の履行機構は、法律、行政法規並びに企業定款の規定により、国家出資の企業における以下の人員を任免し、或いは任免を提案する。

(一) 国有独資企業の部門マネージャー、副マネージャー、財務責任者及びその他の高級管理者を任免する。

(二) 国有独資会社の董事長、副董事長、董事、監事会主席及び監事を任免する。

(三) 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社の株主会、株主大会に対し董事、監事にかかる人選を提案する。

国家出資の企業において従業員の代表が担任となる董事、監事については、関連する法律、行政法規の規定により、従業員により民主的に選挙される。

第23条 出資者職責の履行機構が任命し、或いは任命を提案する董事、監事及び高級管理者は、以下の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

(一) 品行方正であること。

(二) 職位の要求に合致する専門知識及び業務能力を有すること。

(三) 職責を正常に履行する健康条件を有すること。

(四) 法律、行政法規に規定するその他の条件。

董事、監事及び高級管理者に任職期間中に前項規定の状況に合致しない状況が発生し、或いは『中華人民共和国会社法』に規定する会社の董事、監事及び高級管理者を担任してはならない状況が発生する場合、出資者職責の履行機構は、法によりこれを免職し、或いは免職の提案を提出しなければならない。

第24条 出資者職責の履行機構は、任命或いは任命の提案が予定である董事、監事及び高級管理者にかかる人選について、所定の条件及び手続きに従い考察をしなければならない。考察に合格する場合、所定の権限及び手続きに従い任命し、或いは任命を提案する。

第 25 条 出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資企業、国有独資会社の董事及び高級管理者は、その他の企業において兼職してはならない。株主会、株主大会が同意しない場合、国有資本による持株会社、国有資本による出資会社の董事及び高級管理者は、同類の業務を営するその他の企業において兼職してはならない。

出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資会社の董事長は、部門マネージャーを兼任してはならない。株主会、株主大会が同意しない場合、国有資本による持株会社の董事長は、部門マネージャーを兼任してはならない。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

第 26 条 国家出資の企業の董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規並びに企業定款を遵守し、企業に対し忠実及び勤勉たる義務を履行し、職権を利用して賄賂を收受してはならず、或いはその他の不法収入及び不当利益を取得してはならず、企業資産を不法に占有及び流用してはならず、職権を超えて、或いは手続きに違反して企業の重大事項を決定してはならず、国有資産の出資者となる権益を侵害するその他の行為を有してはならない。

第 27 条 国は、国家出資の企業における管理者の経營業績にかかる考課制度を確立する。出資者職責の履行機構は、その任命する企業管理者に対し年度及び任期の考課をし、かつ考課の結果により企業管理者に対する賞罰を決定しなければならない。

出資者職責の履行機構は、国の関連規定に従い、その任命する国家出資の企業における管理者の報酬基準を確定しなければならない。

第 28 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社における主要な責任者は、法により行われる任期経済責任にかかる会計検査を受けなければならない。

第 29 条 この法律第 22 条第 1 項第 1 号、2 号に規定する企業管理者については、国务院及び地方人民政府により本級の人民政府がこれを任免すると規定される場合、その規定による。出資者職責の履行機構は、本章の規定により上記の企業管理者に対し考課、賞罰をし、かつその報酬基準を確定する。

第五章 国有資産出資者の権益に関わる重大事項

第一節 一般規定

第 30 条 国家出資の企業は、合併、分割、制度改正、上場、登録資本の増加或いは減少、債券発行、重大投資、他人のため多額な担保提供、重大財産の譲渡、多額な贈与、利益分配、並びに解散、破産申請などにかかる重大事項を行う場合、法律、行政法規並びに企業定款の規定を遵守しなければならない。出資者及び債権者の権益を損害してはならない。

第 31 条 国有独資企業、国有独資会社による合併、分割、登録資本の増加或いは減少、債券発行、利益分配、並びに解散、破産申請については、出資者職責の履行機構がこれを決定する。

第 32 条 国有独資企業、国有独資会社において、この法律第 30 条に規定する事項がある場合、この法律第 31 条及び関連する法律、行政法規並びに企業定款の規定により出資者職責の履行機構が決定する以外、国有独資企業である場合には、企業責任者が集団にて検討決定する。国有独資会社である場合には、董事会が決定する。

第 33 条 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社において、この法律第 30 条に規定する事項がある場合、法律、行政法規並びに企業定款の規定により、会社の株主会、株主大会或いは董事会が決定する。株主会、株主大会が決定する場合、出資者職責の履行機構により派遣される株主の代表は、この法律第 13 条の規定により権利を行使しなければならない。

第 34 条 重要な国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社による合併、分割、解散、破産申請並びに法律、行政法規及び本級人民政府の規定により出資者職責の履行機構が本級人民政府に報告して承認を受けなければならない重大な事項については、出資者職責の履行機構は、決定或いは国有資本による持株会社における株主会会議、株主大会会議への参加を派遣するその株主代表に対し指示を行う前に、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

この法律にいう重要な国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、國務院の規定により確定される。

第 35 条 国家出資の企業による債券発行、投資などにかかる事項については、関連する法律、行政法規の規定により、人民政府或いは人民政府の関連部門、機構に報告して承認、審査許可若しくは届出を受けなければならない場合、その規定による。

第 36 条 国家出資の企業は、投資について、国の産業政策に合致し、かつ国の規定に従い実行可能性にかかる研究を行わなければならない、他人との取引において公平、有償であり、合理的な対価を取得しなければならない。

第 37 条 国家出資の企業は、合併、分割、制度改正、解散、破産申請などの重大な事項について企業労働組合より意見を聴取し、かつ従業員代表大会或いはその他の形式により従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。

第 38 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、その出資企業における重大な事項について、本章の規定を参照して出資者としての職責を履行する。具

体的な弁法については、国務院が規定する。

第二節 企業の制度改革

第 39 条 この法律にいう企業制度改革とは、以下の内容を指す。

- (一) 国有独資企業から国有独資会社への改正。
- (二) 国有独資企業、国有独資会社から国有資本による持株会社或いは非国有資本による持株会社への改正。
- (三) 国有資本による持株会社から非国有資本による持株会社への改正。

第 40 条 企業の制度改革については、法定の手続きにより出資者職責の履行機構が決定し、或いは会社の株主会、株主大会が決定する。

重要な国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の制度改革について、出資者職責の履行機構は、決定或いは国有資本による持株会社における株主会会議、株主大会会議への参加を派遣するその株主代表に対し指示を行う前に、制度改革方案を本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 41 条 企業の制度改革にあたり、制度改革の方案を制定し、制度改革後の企業組織形態、企業資産及び債権債務処理方案、持分権変動方案、制度改革にかかる操作プロセス、資産評価及び会計監査などに関わる仲介機構の招聘などの事項を明記しなければならない。

企業の制度改革により、企業従業員の再就職に関わる場合、更に従業員再就職方案を制定し、かつ従業員代表大会或いは従業員大会がこれを審議して承認しなければならない。

第 42 条 企業の制度改革にあたり、規定に従い資産の整理確認、財務会計検査、資産評価、資産の正確な区分確定をし、客観かつ公正に資産の価値を確定しなければならない。

企業の制度改革により、企業の現物、知的所有権、土地使用権などの非貨幣財産をもって、国有資本による出資或いは持分に換算することに関わる場合、規定に従い価格に換算される財産について評価をし、評価確認の価格をもって国有資本による出資額或いは持分額を確定する根拠としなければならない。財産につき低価格で持分に換算し、或いは出資者となる権益を損害するその他の行為を有してはならない。

第三節 関連先との取引

第 43 条 国家出資の企業の関連先は、国家出資の企業との間における取引を利用して不当な利益を図り、国家出資の企業の利益を損害してはならない。

この法律にいう関連先とは、本企業の董事、監事、高級管理者及びその親族、並びにこれらの者が所有し、或いは実際に支配する企業を指す。

第 44 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、関連先に対し資金、商品、サービス或いはその他の資産を無償にて提供してはならず、不公平な価格で関連先と取引をしてはならない。

第 45 条 出資者職責の履行機構が同意しない場合、国有独資企業及び国有独資会社は、下記の各号に掲げる行為を有してはならない。

- (一) 関連先との間で財産の譲渡、貸付契約を締結する行為。
- (二) 関連先のために担保を提供する行為。
- (三) 関連先と共同出資して企業を設立し、或いは董事、監事、高級管理者或いはその親族が所有し、若しくは実際に支配する企業に投資する行為。

第 46 条 国有資本による持株会社、国有資本による出資会社と関連先との間における取引については、『中華人民共和国会社法』及び関連の行政法規並びに会社定款の規定により、会社の株主会、株主大会或いは董事会がこれを決定する。会社の株主会、株主大会が決定する場合、出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、この法律第 13 条の規定により権利を行使しなければならない。

会社の董事会において、会社と関連先との間における取引について、決議を行う場合、当該取引に関わる董事は、表決権を行使してはならず、その他の董事を代表して表決権を行使してはならない。

第四節 資産評価

第 47 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、合併、分割、制度改正、重大な財産譲渡、非貨幣財産をもって対外に投資し、清算或いは法律、行政法規並びに企業定款の規定により、資産評価を行う必要なその他の状況がある場合、規定により関連の資産にかかる評価をしなければならない。

第 48 条 国有独資企業、国有独資会社及び国有資本による持株会社は、法により設立される、条件に適合する資産評価機構に対し、資産の評価を委託しなければならない。出資者職責の履行機構に報告して決定を受ける事項に関わる場合、資産評価の委託機構にかかる状況を出資者職責の履行機構に報告しなければならない。

第 49 条 国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社及びその董事、監事、高級管理者は、資産評価機構に対し事実のとおりに関連状況及び資料を提供しなければならない。資産評価機構と通謀して評価価格を決定してはならない。

第 50 条 資産評価機構及びその業務人員は、関連資産にかかる評価を受託する場合、法律、行政法規並びに評価業務執行準則を遵守し、評価を受託する資産について独立、客観かつ公正に評価しなければならない。資産評価機構は、その発行する評価報告書につき責任を負わなければならない。

第五節 国有資産の譲渡

第51条 この法律にいう国有資産の譲渡とは、国が企業に出資して形成される権益を法によりその他の団体或いは個人に移転させる行為を指す。国の規定に従い国有資産を無償にて割り当てる場合を除く。

第52条 国有資産の譲渡については、国有経済の配置及び構造にかかる戦略的な調整に有利であり、国有資産の損失を防止しなければならない、各取引当事者の合法的な権益を損害してはならない。

第53条 国有資産の譲渡については、出資者職責の履行機構がこれを決定する。出資者職責の履行機構は、全部国有資産或いは一部国有資産の譲渡を決定することにより、国が当該企業に対し支配的な地位を有しないこととなる場合、本級人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第54条 国有資産の譲渡については、等価及び有償並びに公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない。

国の規定に従い、協議により直接譲渡できる場合以外、国有資産の譲渡は、法により設立される所有権取引所において公開的に行われなければならない。譲渡側は、事実とおりに関連情報を開示して譲受側を募集しなければならない。募集において譲受側が複数となる場合、譲渡について公開価格競争による取引の方式を取らなければならない。

上場取引における持分の譲渡については、『中華人民共和国証券法』の規定により行う。

第55条 国有資産にかかる譲渡が法により評価を受けなければならない場合、出資者職責の履行機構がこれを認可し、或いは出資者職責の履行機構が本級人民政府に報告して承認を受けた価格を根拠として、合理的に最低譲渡価格を確定する。

第56条 法律、行政法規或いは国務院国有資産監督管理機構の規定により、本企業の董事、監事、高級管理者或いはその親族若しくはこれらの者が所有し、或いは実際に支配する企業が国有資産を譲渡する場合、上記の人員或いは企業が譲受に参与する場合、その他の譲受側と同等な競売に参加しなければならない。譲渡側は国の関連規定に従い事実とおりに関連の情報を開示しなければならない。関連の董事、監事及び高級管理者は、譲渡方案の制定及び実施手配にかかる各種業務に参与してはならない。

第57条 国有資産を国外投資家に譲渡する場合、国の関連規定を遵守しなければならない、国の安全及び社会公共利益に危害を及ぼしてはならない。

第六章 国有資本経営予算

第 58 条 国は、国有資本経営予算制度を確立し健全なものとし、取得している国有資本収入及びその支出について予算管理を実行する。

第 59 条 下記の各号に掲げる国の取得する国有資本収入、並びにその収入にかかる支出については、国有資本の経営予算を編成しなければならない。

- (一) 国家出資の企業より分配を受ける利益
- (二) 国有資産譲渡収入
- (三) 国家出資の企業より取得する清算収入
- (四) その他の国有資本にかかる収入

第 60 条 国有資本の経営予算については、年度に応じて単独で編成し、本級人民政府の予算に組み入れ、本級人民政府代表大会に提出して承認を受ける。

国有資本の経営予算支出については、同年予算収入の規模に応じて決定し、赤字計上をしない。

第 61 条 国務院及び関連の地方人民政府財政部門は、国有資本の経営予算草案の編制業務につき責任を負い、出資者職責の履行機構は、財政部門に対しその出資者としての職責を履行するための国有資本の経営予算にかかる提案の草案を提出する。

第 62 条 国有資本の経営予算管理にかかる具体的な方法及び実施プロセスについては、国務院がこれを定めて全国人民代表大会常務委員会に届出る。

第七章 国有資産の監督

第 63 条 各級人民代表大会常務委員会は、本級人民政府が出資者としての職責を履行する状況、及び国有資産監督管理状況にかかる専門業務報告を聴取及び審議することを通じ、この法律の実施状況にかかる法律執行上の検査などを組織し、法により監督職権を行使する。

第 64 条 国務院及び地方人民政府は、その授権の出資者職責の履行機構による職責の履行状況に対し監督をする。

第 65 条 国務院及び地方人民政府の検査機関は、『中華人民共和国会計検査法』の規定により、国有資本の経営予算執行にかかる状況ならびに会計検査の監督対象となる国家出資の企業に対し、会計検査を行う。

第 66 条 国務院及び地方人民政府は、法により国有資産にかかる状況及び国有資産の監督管理業務にかかる状況を社会に対し公布し、社会公衆による監督を受ける。

いかなる団体及び個人も国有資産の損失をもたらす行為について、摘発及び告訴する権利を有する。

第 67 条 出資者職責の履行機構は、必要に応じ国有独資企業、国有独資会社にかかる年度財務会計報告書に対し、会計検査を実施することを会計士事務所へ委託することができ、或いは国有資本による持株会社の株主会、株主大会において決議をし、国有資本による持株会社が会計士事務所を招聘して会社の年度財務会計報告書に対し会計検査を実施し、出資者となる権益を維持する。

第八章 法律責任

第 68 条 出資者職責の履行機構が次の各号に掲げる行為のいずれか一つに該当する場合、その直接主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を与える。

(一)法定の任職条件に従わず、国家出資の企業の管理者を任命し、或いは任命を提案する行為。

(二)国家出資の企業の資金或いは上納すべき国有資本を侵奪、差止、流用する行為。

(三)法定の権限、手続きに違反して国家出資の企業にかかる重大な事項を決定するため、国有資産の損失をもたらす行為。

(四)法により出資者としての職責を履行しないことにより国有資産の損失をもたらすその他の行為。

第 69 条 出資者職責の履行機構における業務人員が職務を懈怠し、職権を乱用し、私利を図り、なお犯罪を構成しない場合、法により処分を与える。

第 70 条 出資者職責の履行機構により派遣される株主代表は、派遣機構の指示に従い職責を履行しないことにより、国有資産の損失をもたらす場合、法により賠償責任を負う。国家公務員である場合、法により処分を与える。

第 71 条 国家出資の企業における董事、監事、高級管理者が次の各号に掲げる行為のいずれか一つに該当し、国有資産の損失をもたらす場合、法により賠償責任を負う。国家公務員である場合、法により処分を与える。

(一)職権を利用して賄賂を收受し、或いはその他の不法収入及び不当利益を取得する行為。

(二)企業の資産を侵奪し、流用する行為。

(三)企業制度改正、財産譲渡などにおいて法律、行政法規及び公正取引原則に違反し、企業財産を低価格で譲渡し、低価格で株式に転換させる行為。

(四)この法律の規定に違反して企業との間で取引を行う行為。

(五)事実のとおり資産評価機構、会計士事務所に対し関連の情報及び資料を提供しないこと、或いは資産評価機構、会計士事務所と通謀して虚偽な資産評価報告書、会計検査報告書を発行する行為。

(六)法律、行政法規及び企業定款規定に基づく決定手続きに違反して企業の重大な事項を決定する行為。

(七)法律、行政法規及び企業定款規に違反して職務を執行するその他の行為。

国家出資の企業における董事、監事、高級管理者が前項に掲げる行為により取得する収入について、法によりこれを追及して没収し、或いは国家出資の企業の所有となる。

出資者職責の履行機構により任命され、或いは任命を提案される董事、監事、高級管理者に本条第1項に掲げる行為の一つがあり、国有資産の重大な損失をもたらす場合、出資者職責の履行機構が法により免職し、或いは免職を提案する。

第72条 関連先取引、国有資産の譲渡などに関わる取引活動において、当事者が悪意で通謀し、国有資産の権益を損害する場合、当該取引は無効となる。

第73条 国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者は、この法律の規定に違反し、国有資産の重大な損失をもたらすことにより、免職される場合、免職の日より5年以内に国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者を担任してはならない。国有資産の特別重大な損失をもたらす、或いは横領、賄賂、財産占有、財産流用若しくは社会主義市場における秩序を破壊することにより、刑罰に処される場合、終身として国有独資企業、国有独資会社、国有資本による持株会社の董事、監事、高級管理者を担任してはならない。

第74条 委託を受け、国家出資の企業に対する資産評価、財産会計検査を行う資産評価機構、会計士事務所が法律、行政法規の規定及び業務執行準則に違反して虚偽な資産評価報告書或いは会計検査報告書を発行する場合、関連の法律、行政法規の規定により法律責任を追及する。

第75条 この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第九章 付則

第76条 金融企業における国有資産にかかる管理監督について、法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定による。

第77条 この法律は、2009年5月1日より施行する。

